○出雲市地域おこし協力隊員設置要綱

|  |
| --- |
| (平成28年出雲市告示第109号) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| |  |  | | --- | --- | | 改正 | 令和元年8月30日告示第83号 | |

|  |
| --- |
|  |

(設置)

第1条　人口減少及び高齢化等が進行する本市において、地域外の人材を誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持及び強化並びに地域の活性化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、出雲市地域おこし協力隊員(以下「隊員」という。)を設置する。

(隊員の活動)

第2条　隊員は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

(1)　農林水産業の振興に係る支援

(2)　6次産業の振興に係る支援

(3)　地域資源の発掘及び発信に係る支援

(4)　都市や中山間地域との交流事業に係る支援

(5)　住民の生活及び地域行事に係る支援

(6)　その他市長が必要と認める活動

(任用と身分)

第3条　隊員は、次の要件をすべて満たす者のうちから、市長が任用する。

(1)　地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない者

(2)　3大都市圏をはじめとする都市地域等であって、過疎、山村、離島、半島等以外の地域に住民票を有する者

(3)　心身ともに健康で、かつ、過疎地域の活性化に意欲があり、地域に馴染む意思のある者

(4)　その他市長が定める要件を満たす者

2　前項の規定により任用された隊員は、速やかに本市の過疎、山村、半島の地域内に住民票を異動するものとする。

3　隊員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(任期)

第4条　隊員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。

2　隊員は、再任されることができる。

(勤務条件等)

第5条　隊員の報酬は、出雲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年出雲市条例第27号)第30条の規定により別に定める。

2　隊員の費用弁償については、出雲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第28条、第29条の規定を準用する。

3　隊員の住居は、市が住居を借り上げ、提供するものとする。

(解任)

第6条　市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

(1)　法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3)　隊員の都合により、退任の申し出があったとき。

(4)　隊員としてふさわしくない非行があったとき。

(5)　その他市長が不適用と認めたとき。

(守秘義務)

第7条　隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(市の役割)

第8条　市長は、隊員の活動が円滑に実施できるよう次に掲げる事項を行うものとする。

(1)　隊員の活動に関する総合調整

(2)　隊員が行う活動の地域住民及び関係者への周知

(3)　隊員の任期満了後の定住支援

(4)　その他隊員が行う活動に関して必要な事項

(その他)

第9条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(令和元年8月30日告示第83号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。